

## 税務システム再整備の概要及び全項目評価書（素案）の主な変更内容

## Ⅰ 税務システム再整備の概要

標準化（「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）に基づき、令和7年度末までに標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システムへ移行すること）を見据え、ホストシステムからシステムベンダが提供するパッケージシステムに移行する。パッケージシステムは区の統合基盤上に構築し、運用を行う。

## Ⅱ 全項目評価書（素案）の主な変更内容

全項目評価書の主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・Ⅰ 基本情報
  2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム  
税務システム（＝パッケージシステム）を追加
  3. 特定個人情報ファイル名  
特定個人情報ファイル単位を見直し、「住民税賦課徴収情報ファイル」「軽自動車税賦課徴収情報ファイル」とした。
- ・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要  
ファイル単位の見直し（上記「Ⅰ 基本情報」の3に同じ）
  4. 特定個人情報の取扱いの委託  
税務システムの構築・運用・保守を追加
- ・Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策  
ファイル単位の見直し（上記「Ⅰ 基本情報」の3に同じ）